

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、
日に当たる)

目 次

◆条 例 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

条 例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十六年三月十六日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県条例第一号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例 (昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号) の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「二万四千円」を「二万七千円」に、「四万円」を「四

万六千円」に改める。

第十九条第三項中「四万円」を「四万六千円」に、「二万四千円」を

「二万七千円」に改める。

第二十一条第二項の表中「四万円」を「四万六千円」に、「五万円」を「五万九千円」に、「二万四千円」を「二万七千円」に改める。

附則第四項中「四方円」を「四万六千円」に改める。

附則第五項中「三万四千円」を「二万七千円」に改める。

附則第六項中「四万円」を「四万六千円」に、「五万円」を「五万九千円」に、「二万四千円」を「二万七千円」に、「三万円」を「三万四千円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和四十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に県営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、この条例の施行後に入居者の決定がされることとなる場合における当該県営住宅の入居の申込みをした者に係る収入の基準については、この条例による改正後の鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第五条第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。同条例第四条各号に掲げる事由がある場合においてこの条例の施行前に県営住宅の入居の申込みがされ、かつ、この条例の施行後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該県営住宅の入居の申込みをした者に係る収入の基準についても、同様とする。

(第三種郵便物認可) 昭和46年3月13日 土曜日

鳥取県公報

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

昭和四十六年三月三日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県条例第二号

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和四十三年三月鳥
取県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項及び第五条第二号中「十万円」を「十二万円」に改める。

別表中

上福原特別県営住宅	米子市上福原	一一、四〇〇円	中層
寿特別県営住宅	鳥取市西品治	一一、四〇〇円	中層
		一三、一〇〇円	中層

耐火
層耐火
層耐火

附則

この条例は、公布の日から施行する。